
平成 17 年度税制改正に関する要望

日証協 平 16.10

本協会、投資信託協会及び全国証券取引所は、9 月に、「平成 17 年度税制改正に関する要望」事項（証券業報 9 月号参照）を取りまとめ、関係各方面に提出した。

今般、この要望事項に要望理由等を加えた要望書を作成し、陳情活動に利用した。

本年度の要望の全文は以下のとおりである。

平成 16 年 10 月

平成 17 年度税制改正に関する要望

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

わが国経済の構造改革を円滑に推進し、デフレ経済からの脱却の兆しが見られる中で、景気回復をさらに本格的なものとするためには、証券市場の活性化が欠かせないものと考えます。

そのためには、これまでの「貯蓄から投資へ」の金融のあり方の転換を踏まえた「直接金融へのシフト」に向けて、既に国を挙げた総合的な取組みが徐々に実施・検討されつつありますが、政府において、「直接金融へのシフト」について具体的な目標を基に、施策が推進されることが望まれております。

また、本年 6 月に政府税制調査会・金融小委員会が公表した「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」におきまして、より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請があるとの観点から、金融所得課税について、利子所得も含め金融所得全般にわたり、中立性・簡素性を踏まえつつ、できる限り一体化を図るべきとの方向性が示されたことは、極めて意義深いものであると考えます。

証券界といたしましても、「貯蓄から投資へ」の流れをさらに確実にするため、引き続き、金融・証券商品の課税の一体化を進めるとともに、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、時限措置とされている軽減税率について据え置くことや証券投資について一層優遇する措置が必要と考えます。さらには、証券取引による損益計算のインフラとして、既に特定口座制度が普及していることから、投資者の利便性にも配慮しつつ、特定口座制度のさらなる活用を推進していくべきであると考えます。

つきましては、平成 17 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

証券市場の活性化のための税制措置

1. 株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること（6頁）
(注1) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること
(注2) 公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること
2. 損失の翌年以降への繰越控除期間を3年から5年程度に延長すること（7頁）
3. 株式等、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること（7頁）
4. 上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式等については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること（8頁）
5. 直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率（10％）を継続するとともに、証券先物・オプション取引に係る所得についても軽減税率を適用すること（9頁）

特定口座等に関する税制措置

1. 特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限られている通算範囲を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益まで拡大すること（10頁）
(注1) 特定口座の対象に上記の利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すこと
(注2) 特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること
2. いわゆるタンス株について、少なくとも実際の取得日及び取得価額又は取得日が分かるものについては特定口座へ受け入れられるようにすること【期限切れ延長等要望】（10頁）
3. 株券等消費貸借に係る返還株券を特定口座への預託の対象とすること（11頁）
4. いわゆるラップ口座専用の特定口座を認めること（12頁）
5. 特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること（13頁）

公社債取引に関する税制措置

- 公社債の円滑な流通に資するため、公社債利子等に係る源泉徴収制度等の存在による市場分断を排除する税制措置を講じるとともに、公社債に係る譲渡制限を撤廃すること (14 頁)

上記が措置されない場合には、当面の間、次の措置を講じること。

- イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること (15 頁)
- ロ 非居住者・外国法人の受け取る振替債(国債以外の公社債)の利子について非課税とすること (16 頁)
- ハ 物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること (17 頁)

投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る(受益者に帰属すべき)課税を行わないこと (18 頁)
2. 公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること (18 頁)
3. 不動産投資法人等が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも平成17年3月31日まで適用されている不動産取得税の軽減措置を延長すること (19 頁)
4. 不動産投資法人に課される特別土地保有税を撤廃すること。少なくとも平成17年3月31日まで適用されている特別土地保有税の課税停止にかかる期限を延長すること (19 頁)
5. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること (20 頁)
6. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、平成17年4月より強制適用される減損会計により生じた減損損失について損金算入を認めること (20 頁)
7. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること。 (21 頁)
8. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済投資口総数の50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件を撤廃すること (22 頁)

9. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち資金借入れに係る制限を撤廃若しくは緩和すること (22 頁)
10. 不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置(所得控除制度を含む)や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること (23 頁)
11. 不動産投資法人の不動産等への投資の一環として、主として不動産へ投資している特定目的会社や現在議論されている L L C 等の導管体への投資を柔軟かつ機動的に可能とするための税制上の手当てをすること (23 頁)

確定拠出年金制度等に関する税制措置 (23 頁)

イ 特別法人税を撤廃すること

ロ 拠出限度額を引き上げること

ハ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

1. 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと(日本版 E S O P) (24 頁)
2. 株式累積投資(株式投資信託の累積投資を含む)及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること (25 頁)

その他

1. 大幅な株式分割・単元のくくり直しによる新株券に係る印紙税の非課税措置を恒久化又は延長すること (25 頁)
2. 上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること (26 頁)
3. 特定中小会社の株式の譲渡益に対する 2 分の 1 課税の特例措置を恒久化又は延長すること (27 頁)
4. 振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件(資本又は出資の金額が 1 億円以上)を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が 1 億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること (27 頁)
5. 非居住者・外国法人が保有する振替国債の非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度に改正すること、並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること (28 頁)
6. 非居住者・外国法人との債券現先取引について過少資本税制を適用しないこと (30 頁)
7. 大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金について、株式投資優遇税制の対象と

- すること (30 頁)
- 8 . 配当の二重課税を撤廃すること (31 頁)
- 9 . 配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること (31 頁)
- 10 . 公募株式投資信託の収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の受託銀行への提出を一ヶ月分まとめて提出できるようにすること (32 頁)
- 11 . 公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、特定口座への受入れの際に個別元本（手数料等含む）による場合か当初設定での取得金額を証明して受入れる場合に限り、本券入庫による受益証券も特例の対象に含めること (32 頁)

各要望項目の説明

証券市場の活性化のための税制措置

1．株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること

（注１） 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること

（注２） 公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること

現行の金融・証券商品に対する課税制度は、個々の所得の性格に着目して、利子所得、配当所得、譲渡所得等に分類し、それぞれの所得に応じて課税が行われており、また、近年、金融商品が多様化、複雑化し、課税の取扱いが一層複雑さを増しています。

これらのことから、金融・証券商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平・中立に取り扱えるようにする必要がありますが、そのためには、金融・証券商品に係る所得について一元的に捉えることができる税制が望ましいと考えます。金融・証券税制の一体化を進めるに当たっては、まず、個々の金融・証券商品間の損益の通算を認め、トータルの損益に対して課税することが現実的対応であると考えます。

また、平成１５年６月に公表された政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」において、今後、金融所得課税をできる限り一体化することを目指すべきであるとの方向が示されているほか、平成１６年６月１５日に政府税制調査会金融小委員会において取りまとめられました「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」においても、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応えて、「株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当である」とされており、金融・証券税制の一体化を実現することは、証券界のみならず、国家の最重要課題の一つであると考えられます。

以上のことを踏まえつつ、金融・証券商品の課税に関する損益通算は、現状、制限的に

しか認められていませんが、証券市場へのリスクマネー供給の観点からは金融所得全般に認めることが不可欠であるとの考えから、申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象（株式投資信託の解約・償還差損と株式等の譲渡益は通算可）に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益を加えることを要望いたします。

また、投資者のリスク許容度を高める観点から、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めることを要望いたします。

なお、現在非課税とされている公社債及び公社債投資信託の譲渡益を課税とする場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、投資者及び発行体並びに公社債等マーケットに与える影響を考慮し、例えば低税率での導入、施行日以後の新規発行分からの適用などの激変緩和措置・経過措置を講じていただくよう要望いたします。

2．損失の翌年以降への繰越控除期間を3年から5年程度に延長すること

欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除を認める等、個人投資家が直接、リスクマネーを供給しやすい制度を整備し、直接金融への資金シフトを促しているところであります。

わが国でも、平成15年以降、3年間の限度とした損失繰越控除制度が創設されておりますが、3年間の繰越控除期間はリスクに応じた期間としては短く、これを拡大する必要があります。

国家的政策課題である「貯蓄から投資へ」の促進・実現に向けては、個人投資家のリスクに見合う優遇制度を拡充することが重要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年から5年程度に延長することを要望いたします。

3．株式等、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること

相続税は、相続、遺贈等により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税されるものですが、被相続人の蓄積した財産を相続開始の時点で清算する、いわば所得税の補完税としての機能や富の過度の集中を抑制する再分配機能を挙げること

ができます。また、贈与税は、相続税を補完することにより、相続税負担の回避を防止する役割を有しております。

このような機能や役割は認められるものの、現在、60歳以上の高齢者世帯に金融資産の約52%が集中している現状を踏まえると、証券市場の活性化を一層図る観点から、幅広い年齢層の投資促進に資するための一環として、贈与税・相続税について特例を設けることにより、世代間でバランス良く金融資産を保有されることが必要であると考えます。

つきましては、親子間等の株式、株式投資信託などの贈与（株式等への投資目的の金銭の贈与を含む）・相続について、リスク商品であることを考慮し、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれかにより選択できるようにするとともに、相続時精算課税制度において認められている住宅取得資金の贈与の特例に倣い、株式、株式投資信託の贈与に係る特別控除制度を創設するなど課税の軽減を図る措置を講じることを要望いたします。

4．上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式等については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること

株式等の譲渡損益の計算については、実際に株式等の譲渡が行われた場合の損益のみについて認められております。

上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式を譲渡できなければ、当該株式に係る損失はないものとされ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象ともされません。

一方、特定中小会社（注1）が発行した特定株式を払込みにより取得した居住者については、当該特定株式が上場の日の前日までの期間内に価値を失ったことによる損失が発生した場合は、譲渡があったものとみなされることとされております。

上場会社等が法律の規定による会社の破産、再生手続、更正手続若しくは整理を必要とするに至ったときは、上場廃止日までの一定期間中は証券取引所の整理ポストに移されませんが、整理ポストにおける取引については、需給の偏りによって、売り注文が約定できずに上場廃止日を迎え、投資者は当該会社の株式を売却することにより譲渡損とする機会を逸してしまうケースがあります。

また、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行については「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく特別公的管理開始が決定（注2）され、整理ポストを経ることなく上場廃止という事態になり、また、預金保険機構による株式の強制的な買取がなされ、その買取価格が法律により0円とされたため、個人投資家は当該銀行が発行した株

式について譲渡する機会が奪われたという経緯があります。

上場廃止等により譲渡できなかった株式等を保有している投資者が実質的に経済的損失を被っているにもかかわらず、当該損失が税法上の損失とされていない現状はリスクをとっている投資者にとってあまりにも不利であると考えられます。

株式等の譲渡益課税が申告分離課税に一本化され、個人投資家のリスク許容度を高めるために上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度が導入された現在、破綻会社が発行した株式を譲渡できなかったことによる損失について税法上の損失とみなすべきと考えます。

つきましては、上場会社等が破綻した場合には、上場廃止日において上場廃止日の時価等により、当該会社が発行した株式を譲渡し、再取得したものとみなすことができることとし、当該株式に係る損失を譲渡損として取り扱うとともに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とすることを要望いたします。

(注1) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第7条の2に規定する特定中小企業者に該当する株式会社をいいます。

(注2) 日本長期信用銀行は平成10年10月23日、日本債券信用銀行は平成10年12月13日に特別公的管理の開始が決定されております。

5．直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率（10％）を継続するとともに、証券先物・オプション取引に係る所得についても軽減税率を適用すること

平成15年度税制改正により、証券市場の活性化の観点から、個人投資家の上場株式等の譲渡益、配当金及び公募株式投資信託の収益分配金に対する課税について、税率を10％とする軽減措置が講じられています。

しかし、いずれの税率の軽減措置についても時限的なものであり、かつその期間も5年間と比較的短期間であるため、間接金融から直接金融への資金の流れを確実なものとするための大きなインセンティブの効果が発揮されない可能性があります。

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立って、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、税制上のインセンティブとして軽減税率10％の継続を要望いたします。

特定口座等に関する税制措置

1．特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限られている通算範囲を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益まで拡大すること

（注1）特定口座の対象に上記の利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すこと

（注2）特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること

特定口座は、投資者の納税手続きの負担を軽減する観点から設けられた制度であり、年間取引報告書により簡易な申告で済ますことができるほか、源泉徴収口座を選択することにより証券会社が投資者に代わって納税を済ますことができるものです。

特定口座において取り扱うことができる有価証券は、上場株式等及び公募株式投資信託の受益証券等に限定されています。

投資者の簡素な納税を実現する観点から、株式等の譲渡損益の通算対象の範囲が拡大された場合には、それにあわせて特定口座における取扱対象も拡大することにより、投資者の申告納税手続きの簡素化を実現されるよう要望いたします。

また、特定口座の対象範囲の拡大が図られる場合には、現行の利子等及び配当等の源泉徴収等による納付方法を改め、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得と同様な方法により、年間分一括納付が行えるようにするなど、必要な措置を講じるよう要望いたします。

さらに、現在、個人等に対して保有制限が課されている国内公社債（TB（割引短期国債）・FB（政府短期証券）ストリップス債、物価連動国債、短期社債等）については、特定口座制度により適正な徴税態勢が確保されることを前提に、その保有の解禁を要望いたします。

2．いわゆるタンス株について、少なくとも実際の取得日及び取得価額又は取得日が分かるものについては特定口座へ受け入れられるようにすること

特定口座制度では、いわゆるタンス株（本券で自己保管する上場株式等）については、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、取得の日及び取得に要した

金額を証する一定の書類の提出があった場合には、その取得の日及びその金額を基に計算された取得価額で、取得の日を証する一定の書類があった場合には、その取得の日及びその取得の日の市場価格の終値を基に計算された取得価額で、及び 以外の場合には、平成13年9月30日を取得の日とし、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で、特定口座に入れることができることとされています。

本特例措置は、特定口座制度の円滑な普及の観点から設けられた平成16年12月31日までの時限措置であることから、平成17年1月1日以降は、いわゆるタンス株の特定口座への受入れは事実上できないこととなります。

しかしながら、本年成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」により、公開会社の株券については今後5年以内に不発行となります。この過程で、これまでに証券会社に保管の委託がされていなかったタンス株が顕在化することが考えられます。これらの株主が、今後、売却や相続、贈与を行う際に特定口座の利便性を享受できるようにする必要があります。

また、未上場株式を保有し、上場時に当該株式を特定口座に組み入れたい場合、従業員持株会等を通じて取得した上場株式等を特定口座に組み入れたい場合、相続、贈与により取得した上場株式等を特定口座に組み入れたい場合など、やむを得ない事由が生じ得ることからも、タンス株の特定口座への受入れを継続する必要があります。

これらのことから、いわゆるタンス株について、少なくとも実際の取得日及び取得価額又は取得日が分かるものについては特定口座へ受け入れられるようにすることを要望いたします。

3．株券等消費貸借に係る返還株券等を特定口座への預託の対象とすること

株券等（注1）貸借取引とは、貸出者が借入者に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借契約をいいます。

この株券等貸借取引は、平成9年6月に証券取引審議会が取りまとめた報告書「証券市場の総合的改革」（～豊かで多様な21世紀の実現のために～）において、その導入が提言され、これを受け、日本証券業協会が平成10年11月に「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）を制定し、同年12月より開始された制度であります。これにより、証券会社のマーケットメイク機能やディーリング業務の活発化等に繋がっています。昨今、株券等貸借取引の貸出者として、「個人」のニーズが高まっており、例えば、オーバー・アロットメント（注2）やマーケットメイク制度（注3）における大株主等からの株券の借入れなど、その活用手段は拡大しているところであります。

その一方で、特定口座内保管上場株式等を株券等貸借取引により貸し出す場合には、特定口座から払い出されることとなるため、株券等貸借取引の終了時に、当該株式等について当該株式等の借入者より返還を受けた場合にあっては、原則として、当該株式等を特定口座に受入れることはできないこととされています。

このような制約が、個人の株券等貸借取引を敬遠させる要因の一つとなっていることが指摘されていることから、特定口座内保管上場株式等について、予め合意された期間内に同種・同量の株式が返還されることを条件とし、返還された上場株式等を再度、貸出により特定口座から払い出された時の取得価額および取得日をもって特定口座に組み入れることができるような手当てを講じていただきたくよう要望いたします。

(注1) 株券等とは、株券、優先出資証券、上場投資信託受益証券及び上場投資証券をいいます。

(注2) オーバー・アロットメントとは、募集及び売出しにおいて、当初の予定数量を超える数量の需要があった場合に、引受証券会社が超過数量分を個人オーナーをはじめとする大株主等から株券を借入れたうえで、当該募集又は売出しと同一の条件で投資家に販売することをいいます。

(注3) 証券会社(マーケットメイカー)が常時売り気配及び買い気配を提示することにより、その気配値段に基づいて売買が行われる制度をいいます。マーケットメイカーは様々な要因を考慮した上で市場の需給を反映した気配の提示・変更を行い、顧客は当該気配値段においてマーケットメイカーを相手方として売買をすることとなります。

4. いわゆるラップ口座専用の特定口座を認めること

ラップ口座とは、証券会社が個人投資家の資産の運用・管理(投資顧問会社が運用指図を行う場合もありますが、いずれにしても当該個人投資家以外の者が運用指図を行うこととなります。)を行い、運用報酬、売買執行に伴う手数料、口座管理料等の手数料を一括して資産残高等に比例して報酬として徴収する口座をいいます。

平成16年4月1日より、ラップ口座などの証券会社の資産管理サービスが円滑に実施できる制度となっています。

しかしながら、現状では、個人投資家は1証券会社につき1つの特定口座しか開設できないことから、当該投資家が自己の判断による売買とラップ口座により投資一任契約を締結した証券会社(または外部の投資一任業者)の判断による売買の双方について一つの特定口座を利用する場合、それらの売買に同一の銘柄があるときに、その取得価額は一括して平均されることとなるため、それぞれの売買に係る税引後の譲渡損益を明確に区分することができません。

通常の特定口座のほかに、ラップ口座専用の特定口座が認められた場合には、それぞれの口座に同一の銘柄があるときも取得価額は区分管理され、個人投資家自身の投資判断に係る損益と当該ラップ口座専用（証券会社等の運用指図）に係る損益が明確に区分されるため、個人投資家にとって分かりやすいものとなり、特定口座という税務申告上簡便な仕組みが享受できます。つきましては、ラップ口座の普及のためにも、ラップ口座専用の特定口座の開設（同一の特定口座内における取得価額の区分管理を含む。）を認めていただくよう要望いたします。

5．特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること

投資信託は現在、全国の証券会社や登録金融機関で広く販売されておりますが、この他にも投資信託を運用する投資信託委託業者において、自社のファンドを直接販売することが認められております。

平成4年に、それまで証券会社だけに限られていた販売主体を多様化して投資信託を活性化させるために、海外では一般的となっている投資信託委託業者による直接販売がわが国でも認められました。平成10年から始まった登録金融機関による投資信託の販売よりも、長い歴史を有しております。

直接販売を行う投資信託委託業者では、自社で購入された投資者からの換金請求に応じた代金の支払いや所得税・住民税の徴税事務も行っており、この点は証券会社や登録金融機関と全く変わりありません。

しかしながら平成16年度の税制改正では、それまで証券会社のみ認められていた特定口座の取扱いが、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関にも認められましたが、投資信託委託業者は認められませんでした。

同じ商品を販売していながら、投資信託委託業者で投資信託を購入する場合には他と比べて課税の取扱いの面で不利になるようでは、直接販売制度そのものが成り立ちませんので、投資信託委託業者も特定口座の取扱いの対象として認めていただくよう要望いたします。

公社債取引に関する税制措置

- 公社債の円滑な流通に資するため、公社債利子等に係る源泉徴収制度等の存在による市場分断を排除する税制措置を講じるとともに、公社債に係る譲渡制限を撤廃すること

現行税制上、公社債の利子については、金融機関、証券会社、公共法人等、資本金 1 億円以上の内国法人などの主体が受け取るものに対して源泉徴収が免除されています。個人、資本金 1 億円未満の内国法人、非居住者、外国法人などの主体が受け取るものに対しては源泉徴収を行わなければなりません。（ただし、振替国債の利子については、上記主体のほか、非居住者、外国法人、適格外国証券投資信託の受益者である非居住者又は外国法人が受け取るものに対しても源泉徴収が免除されています。）

このため、公社債流通市場においては、利子の源泉徴収を受ける公社債（課税玉）と、源泉徴収を受けない公社債（非課税玉）が併存し、いわゆる課税玉については、源泉徴収を受けない主体から忌避され、流通性が劣るものとなっています。すなわち、

同一銘柄の公社債でありながら、課税玉と非課税玉との市場が分断されている、
源泉徴収を受ける主体が公社債流通市場に参加しにくい状態となっている、
といった問題が生じています。

また、TB、FB、ストリップス国債、短期社債等の割引公社債の償還差益については、個人等への譲渡制限を課したうえで、源泉徴収が免除されていますが、その他の割引公社債（割引国債、割引金融債等）については、発行時に源泉徴収が行われています。このため、その他の割引公社債（割引国債、割引金融債等）について、償還差益が非課税とされる主体が、償還時に当該主体の所有期間分の還付請求を行うこととなるなど、複雑な制度となっています。

諸外国では、公社債の利子等（償還差益を含む。）については、海外からの資金流入を促す等の観点から、非居住者等に対して原則は課税であっても、一定の条件の下で源泉徴収が免除されている国が多く存在しております。これに対して、わが国においては、一部の例外（振替国債、民間国外債）を除き非居住者等に対しても源泉徴収による課税が行われています。これが、わが国公社債が海外投資家に保有されにくくなっている要因の一つとなっています。

資本金 1 億円未満の内国法人や非居住者など公社債流通市場の参加者層を広げ、公社債の流通を一層円滑化させ、ひいては公社債の発行コストの軽減を図るためには、税制がマーケットに対してできる限り中立であることが望ましいといえます。こうした市場の活性

化、効率化の観点からは、公社債利子課税等のあり方を見直すべきであります。

以上のことから、公社債の円滑な流通に資するため、公社債利子等に係る源泉徴収制度等の存在による市場分断を排除する税制措置を講じるとともに、公社債に係る譲渡制限を撤廃することを要望いたします。

一方で、公社債利子等に対する源泉徴収制度は、適正、公平な課税を確保する観点から設けられている制度であります。公社債利子等課税のあり方を見直す場合、公社債利子等の課税漏れが生じるといった事態は避ける必要があることから、告知、本人確認、支払調書制度等により、納税環境の整備を図るとともに、個人については特定口座制度の活用等により、適正な課税を担保することも考えられます。

これら納税環境の整備が図られた際には、一部主体に対して譲渡制限が課されている公社債について、その譲渡制限を撤廃していただくよう要望いたします。

上記が措置されない場合には、当面の間、次の措置を講じるよう要望いたします。

イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること

外貨建ての国外発行債は、円建ての国内発行債と比較して、現状では、利子収入が多く見込まれるとともに、為替差益を狙えることから、内国法人の資産運用において有力な手段であります。

また、国外発行債は、国内発行債と比較して、MTN（ミディアム・ターム・ノート）や仕組債など発行形態のバリエーションが比較的多いことなどから、内国法人の取引ニーズは高いといえます。

現在、内国法人が受け取る国外発行債の利子に対する源泉徴収税額のうち、確定申告の際に法人税額等から控除できる所得税額は、当該法人の所有期間に対応する部分に限られています。さらに、利子計算期間の途中で国外発行債の売買を行う法人は、将来発生する税負担を考慮した取引を行わざるを得ないため、国内債における課税玉と非課税玉の市場分断と同様の流通阻害要因が生じています。

内国法人にとって、源泉徴収制度は源泉分離課税制度が適用される個人と異なり、法人税等の前取りとしての性格を有するものであります。したがって、適正な徴税上の手当てが講じられれば、源泉徴収を廃止しても差し支えないと考えます。さらに、源泉徴収の廃止により資産運用が効率化されることになり、内国法人の公社債市場への参入が促進され、公社債流通市場の拡大・活性化が大きく期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、内国法人が受け取る国外発行債の利子について、源泉徴収を免除されるよう要望いたします。

□ 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について、一定の要件のもとに非課税とすること

海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われておりません。１９８４年にアメリカでこの措置に踏み切ったのを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されております。これはかかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられます。

一方、わが国では、国債の円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債の利子（平成１１年度税制改正で措置された「一括登録国債の利子の課税の特例」が改組されています。）については源泉徴収の免除措置（非課税措置）が講じられたところではありますが、他の一般公社債については、外国の政府・中央銀行等を除き、非居住者等の受け取る公社債利子等には原則として１５％の源泉徴収が課されております。このため、非居住者等にとってこれら公社債に対する投資採算は悪化するので、依然として敬遠することにならざるを得ません。

これに加えて、流通上の問題もあります。わが国では公社債投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されますが、このような公社債の取引過程に非居住者等が加わるとそのメリットが享受できなくなります。このため、非居住者等は債券を適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からもわが国への債券投資を控えざるを得ません。

平成１０年４月には全面改正された外為法が、同年１２月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度の導入が平成１８年１月に予定されているなど、わが国市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要とされております。このため、非居住者等に対する非課税措置により、わが国公社債への投資が容易になれば、円の国際化等の見地からもわが国経済の発展に寄与すると考えられます。

国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、非居住者等の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子については、一定の要件のもと、非課税とされるよう要望いたします。

ハ 物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること

本年３月より、国債の発行形態の多様化を図るため、我が国初の物価連動国債が発行されています。この物価連動国債は、元金額が物価の動向に連動して増減し、物価連動国債の発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加するといった商品設計となっています。

物価連動国債は、物価上昇により元金額が増加し、額面金額を超えて（オーバーパー）償還となった場合は、元金額増加部分は利子所得として源泉徴収義務が生ずるとの解釈がなされ、一般的な利付国債の償還差益とは異なる税制上の扱いとされています。

このように、一般的な利付国債との税制上の扱いの違いにより、譲渡制限が課され、物価連動国債を保有できる投資家の範囲が限定されるなど、多様で厚みのある国債の投資家層の形成に支障を来しています。

国債市場の流動性・効率性を向上させることにより、大量に発行される国債の安定消化、発行コストの低減に資するためには、物価連動国債に係る税制・会計上の制約等を排除する必要があります。

また、いわゆる仕組債（通常の債券にさまざまな条項が付された社債を指す。クーポンや投資元本が株価、金利、為替等に連動するもの等をいいます。）につきましても、物価連動国債と同様に、明確な根拠法令及び国税通達は存在しないものの、オーバーパーで償還される際の額面超過額について、利子所得として源泉徴収義務が生ずると考えられています。

社債の償還差益につきましては、雑所得としての取扱いとなり総合課税が行われている状況を勘案いたしますと、こうした仕組債も社債と同様、償還差益について雑所得の扱いとすべきであります。

金融所得一体化により、公社債の譲渡損益及び利子が株式等の譲渡所得と損益通算が可能となった場合は、公社債のオーバーパー償還益についても損益通算対象に含めることが妥当と考えます。その損益通算後の利益に対する課税を円滑に行うための素地を築いていくうえでも、償還差益に係る源泉徴収を廃止するよう要望いたします。

投資信託等の活性化に向けた税制措置

1．投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る（受益者に帰属すべき）課税を行わないこと

現在、国内には約2,600本もの公募投資信託のファンドがあります。

これらファンドの資産規模は大小様々ですが、中には換金される投資者が増えたことにより、当初よりも資産規模が縮小したものもあります。

通常は縮小した資産で引き続き運用することになりますが、投資効率等の面で引き続き運用を続けることが困難と判断された場合には、このファンドを保有する投資者の方々のご希望を伺った上で、当初に定めた運用期間を途中で打ち切り、償還する場合があります。

しかしながら諸外国では、他のファンドの信託財産と統合させることで資産を大きくし、運用を継続することが頻繁に行われています。

このため、わが国でも他のファンドとの統合が可能となるよう、「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正を要望しています。

統合は現在、特定株式投資信託（ETF）の設定の際に行われる、信託財産への現物（有価証券等）出資と同様の方法が採用できないかどうかを検討しておりますが、その際に、一部、現金をもって統合しなければならない部分（利益剰余金）が生じることも考えられます。

しかしながら、仮にこの利益剰余金に対して課税されるようなことになれば、統合も容易に行うことができなくなります。

このため当該部分については、統合される側のファンドから統合する側のファンドへの利益の譲与と見ず、課税されないよう手当てされることを要望いたします。

2．公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること

投資信託には、運用の効率化を図るために、複数のファンド（子ファンド）が一つのファンド（親ファンド）の受益証券を購入することで資金を親ファンド一つにまとめ、この親ファンドが有価証券に投資する「ファミリーファンド」という運用方法があります。

親ファンドが外国の有価証券に投資する場合には、現地で納付した税について、所得税法176条2項と同法施行令300条の規定により、日本国内で課税される税額から控除できることとなっております。

しかしながら、同法施行令３００条の規定は、子ファンドの販売が公募により行われたものに限られたものとなっており、子ファンドの販売が私募により行われた場合には控除の対象とされていません。

一方で、ファミリーファンド形式を採らない通常の私募のファンドの場合には、税額控除が可能となっています。

ファミリーファンド形式を取る私募のファンドだけが対象から外れる合理的な理由が見当たりませんので、所得税法施行令３００条の規定がファミリーファンド形式を採用する私募のベビーファンドにも適用されるよう、手当てされることを要望いたします。

３．不動産投資法人が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも平成１７年３月３１日まで適用されている不動産取得税の軽減措置を延長すること

不動産取得税の税率は軽減措置が手当てされていることから、一般３％に対し不動産投資法人１％となっています。

ただし、不動産投資法人に係る税率１％は平成１７年３月３１日までの適用とされており、期間経過後は本則の３％が適用されることとなり、不動産投資法人が実物不動産を取得するインセンティブが低下することとなります。

これは不動産投資法人に軽減税率が適用されることとなった平成１３年度与党三党税制改正大綱において「不動産の証券化を促進するために特定目的会社、投資法人等のスキームが整備されたことから、実物不動産の流動化へのインセンティブを与えるため、一定のＳＰＣ、投資信託、投資法人が不動産を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税について軽減措置を講じる。」とされたことに反します。

なお、不動産信託が実物不動産を取得した場合には取得税が非課税とされていることとの均衡を図ることも必要です。

したがって、不動産投資法人が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃又は軽減措置の延長を要望いたします。

４．不動産投資法人に課される特別土地保有税を撤廃すること。少なくとも平成１７年３月３１日まで適用されている特別土地保有税の課税停止にかかる期限を延長すること

不動産投資法人については、平成１７年３月３１日までの間、特別土地保有税の課税が停止されています。

一般の法人においても特別土地保有税の課税は当面の間、停止されており、これとの均衡を図ることが必要である他、不動産の証券化による流通の促進を目的として制度が創設された不動産投資法人は、投機的な土地取引を抑制する観点から導入された特別土地保有税の課税対象に馴染まないものであります。

したがって、不動産投資法人については、特別土地保有税の課税対象から除外することが望ましく、少なくとも課税停止期間についてはその他の法人と同様に当面の間とするよう要望いたします。

５．不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること

投資法人が支払配当金を損金に算入するためには、税法上、支払配当金額が(金銭の分配の額) / (配当可能所得 = 所得金額総計 - 控除未済欠損金額 + 利益超過分配金額 - 出資総額戻入金額)の90%超となる必要があります。

この計算式において分母は税務上の課税所得と利益超過分配金額を基礎に算定され、分子の金銭の分配額は会計上の利益と利益超過分配金額を合わせた額から構成されます。

したがって、投資法人において会計上の費用項目等に税務上の加算項目がある場合は、分母が大きくなるため90%超配当要件を満たすために利益超過分配を行うことが考えられますが、分子・分母ともに利益超過分配金額を含むことから利益超過分配金を増加させたとしても、分母は分子より税務上の加算金額だけ多くなります。

具体的には、利益超過分配金額がない時点で会計上の利益の100%を分配したとしても、その金額が課税所得の金額の90%以下である場合、90%超配当要件を満たすためには、税務上の加算金額の9倍超の金銭の分配を行う必要が生じます。

会計と税務の乖離は、それぞれの目的が異なることから当然に発生することであり、この乖離は今後、減損会計が導入されることにより、更に広がることも想定されます。

したがって、投資法人の円滑な運営のために、90%超配当要件の判定に係る計算式については分母に利益超過分配金額を含めない等、適切に改善されるよう要望いたします。

6．不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち90%超配当要件については、平成17年4月より強制適用される減損会計により生じた減損損失について損金算入を認めること

税法上、投資法人は一般の事業法人と異なり、法人税の課税対象となる収益の算定に当

たつて、当該収益の 90%以上に相当する金銭を投資者に配当すれば当該金銭の額を収益から控除した額を法人税の課税対象となる収益とするものとされています。

この支払配当金を損金に算入するための計算式は、税法上、 $(\text{金銭の分配の額}) / (\text{配当可能所得} = \text{所得金額総計} - \text{控除未済欠損金額} + \text{利益超過分配金額} - \text{出資総額戻入金額}) > 90\%$ 超と定められています。

しかしながら、投資法人において、平成 17 年 4 月より強制適用される減損会計による減損損失が生じた場合において、上記計算式に当てはめた場合、要件を満たすための必要となる金銭の分配額は出資金を取り崩さざるを得ないため会計上の利益よりも膨大なものとなる惧れがあります。

また、そもそも、損失を認識していながら、利益分配をしなければならないということは投資法人の資産がより不健全な状態となることを意味しており、投資主の保護に著しく欠けることとなります。

したがって、投資法人において期末の決算処理で減損会計による減損損失が認識された場合には、当該損失額を損金算入することを認める必要があります。

7 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること

税法上、投資法人は一般の事業法人と異なり、法人税の課税対象となる収益の算定に当たつて、当該収益の 90%以上に相当する金銭を投資者に配当すれば当該金銭の額を収益から控除した額を法人税の課税対象となる収益とするものとされています。

これにより、投資法人は計算期間の末日において「投資信託及び投資法人に関する法律第 136 条」の規定に従い、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」に基づき期末に分配可能利益を計算し、「租税特別措置法第 67 条の 15」に定められている要件を満たした額の金銭の分配を行うことが求められます。

この規定は、会計上の「利益」(以下「利益」)と税務上の「所得」(以下「所得」)とを比較していますが、会計上の「利益」と税務上の「所得」とは、異なった概念です。

これにより、支払配当の 90%超配当支払要件が税務上と会計上の取扱いの差異により満たせない可能性があります。具体的には、例えば会計上計上された修繕費用の処理等が税務調査により否認された場合には、事後に「利益」と「所得」との間で乖離が生じます。このことが、投資法人の税務上の導管性を非常に不安定なものとしています。

したがって、事後的に支払配当の90%超配当支払要件を税務上と会計上の取扱いの差異により満たしていないことが判明した場合には、直後の決算において当該金額に相当する金額を追加的に収益の分配として投資者に支払う等の方法を採用することにより、90%超配当支払要件を満たしたものとする旨の宥恕規定を設けることを要望します。

8.不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済投資口総数の50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件を撤廃すること

投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第78条第2項において、譲渡制限を一切設けることができない旨が定められています。また、投資法人が証券取引所に上場した後は、市場により日々売買され、決算後に名簿を締めた段階でないと投資主及びその保有投資口数は把握できません。それゆえ決算後において初めて同族要件に合致していないことがわかることが想定されます。それにより課税されてしまった場合、投資法人に対する投資主の信任も喪失してしまう恐れがあります。したがって投資法人の支払配当損金算入にかかる同族要件につき撤廃していただくよう要望いたします。

9.不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち資金借入に係る制限を撤廃若しくは緩和すること

投資法人は一般事業法人と異なり、一定の要件を満たした要件を満たした場合において、期末収益の90%超を分配すれば当該金額を法人税の課税対象収益に損金算入することが認められています。

この要件の一つとして、投資法人の資金の借入先は適格機関投資家に限定する旨、定められています。この規定は、制度創設当初、不適格な主体からの資金の借入を禁止する趣旨から設けられたものと推測出来ますが、投資法人においては資金の借入先を全て開示する等、別途の手当てにより同様の効果が期待できる手当てがなされています。

この他、近年、金融機関において貸付債権の証券化による資産の流動化が進展していますが、投資法人向け貸付債権だけこの流れに取り残されています。これに加え、投資法人が資金を借り入れた先が事後的に適格機関投資家の資格を喪失した場合には、投資法人の責によらずして税法上の要件を逸脱してしまう恐れもあります。

以上を踏まえ、投資法人の資金の借入れ制限についても適切に改善する必要があります。

10. 不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除を含む）や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること

投資法人、特に証券取引所に上場されている投資法人は、平成10年の投資法人制度創設以来、上場株式と同様の税制とされ、この取扱いが広く社会一般に認識され投資法人市場の拡大に資してきたところであります。

この税制上の取扱いは、市場流通商品である上場投資法人の商品性格に適したものであり、引続き同様の取扱いを望むものであります。

以上を踏まえ今後、上場株式において、投資者段階における課税方式の見直しや税率の見直し、各種の優遇制度や所得控除制度、相続・贈与等に係る税率の軽減措置等が手当てされる場合には、同様の手当てを投資法人についても手当てすることが、投資法人の流通拡大の観点から必要です。

11. 不動産投資法人の不動産等への投資の一環として、主として不動産へ投資している特定目的会社や現在議論されているLLC等の導管体への投資を柔軟かつ機動的に可能とするための税制上の手当てをすること

不動産投資法人においては平成16年4月より資産流動化法上の特定目的会社の発行する優先出資証券については、一定の要件のもと、平成19年3月31日までの間、100%取得することが認められています。

引き続き、事業法人の保有している実物不動産については、資産流動化法上の特定目的会社のみならずその他の導管体を利用し証券化した上での流通が増加するものと予想されています。

以上を踏まえると不動産投資法人においても現在、法制化に向けで議論されているLLC等を含め、各種の導管体を介し柔軟かつ機動的に不動産の取得が可能とする環境を整備することが適当であり、税法上も所要の手当てがなされることが必要です。

確定拠出年金制度等に関する税制措置

- イ 特別法人税を撤廃すること
- ロ 拠出限度額を引き上げること
- ハ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

現在わが国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んになっていますが、こうした状況の中、国民の老後生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっています。

その施策の一環として、平成13年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型も含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。

平成16年度税制改正により、拠出限度額の引上げ（注）が措置されておりますが、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう拠出限度額については老後の所得を保障するに十分な額が確保できる水準にまでさらなる引上げを要望いたします。また、年金資産の運用コストを引き下げる観点で現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃することを併せて要望いたします。さらに、企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乗せすることはできませんが、これが認められる際には税制上の措置も合わせて講じられるよう要望いたします。

（注） 企業型（他に企業年金がない場合）については「月額3.6万円（年額43.2万円）」から「4.6万円年額55.2万円」に、企業型（他に企業年金がある場合）については「月額1.8万円（年額21.6万円）」から「2.3万円（年額27.6万円）」に、個人型（企業年金がない場合）については「月額1.5万円（年額18.0万円）」から「1.8万円（年額21.6万円）」に、それぞれ引き上げられています。

勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

- 1．従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと（日本版ESOP）

従業員持株会は、従業員の福利厚生増進及び自社の経営への参加意識の向上を図ることを目的として組織され、その形態は民法上の組合であり、会員である従業員から給与天引きにより拠出された資金をまとめ、自社の株式を継続して購入します。

また、買い付けた株式は従業員持株会の理事長名義となり、会員は拠出金に応じて持分を有することとなります。会社によっては奨励金が支給される場合もありますが、当該奨励金は給与所得として課税されます。

従業員持株制度は、少額の資金で株式投資を容易に行うことができ、従業員持株会を通じた当該会社への参加意識の高揚とともに、株式投資に親しむことができるといった利点を有しています。

同時に従業員持株制度は、個人の証券投資の拡大を図っていくための一つの方策として大きな意義を持つばかりではなく、従業員の福利厚生に資するといった機能も有しています。

証券市場を育成し、個人の証券市場への参加を促進するという観点に立って、従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得の非課税又は課税の繰延べ（日本版 E S O P（注））とされることを要望いたします。

（注） E S O P（Employee Stock Ownership Plan）とは、アメリカにおいて導入されている「自社株に投資する退職給付制度」をいいます。

2．株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること
--

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立てば、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへ資金を移動させる仕組みが求められるため、証券投資について政策的に税制上のインセンティブを拡充する必要があります。

株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度は、少額の資金により継続的に株式や株式投資信託が購入できるため、証券投資が初めての方や投資経験が浅い方にも手軽に株式や株式投資信託への長期的な投資ができるものとなっております。

このため、間接金融から直接金融への資金シフトを促すとともに、個人投資家のリスク許容度を高め、証券投資を普及・拡大していく観点から、無理なく着実に積立投資を行う手段である株式累積投資（株式投資信託を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とした所得控除制度などの優遇措置の創設を要望いたします。

その他

1．大幅な株式分割・単元のくくり直しによる新株券に係る印紙税の非課税措置を恒久化又は延長すること
--

証券市場が円滑かつ安定的に機能するためには幅広い個人投資家の市場参加をより一層

促進することが不可欠であります。そのためには、株式購入金額を引き下げて、購入し易くする必要があり、その方策としては、1単元の株式数を小さくすること（くくり直し）や株式分割があります。

そこで、税制上の手当てとして、平成5年度の税制改正において、2年間に限り、整数倍以上（1対2以上）の株式分割及びくくり直しにより発行される新株券については印紙税を非課税とする措置が講じられました。その後、平成7年度の税制改正においては、適用期限を2年間延長するとともに、株式分割の適用範囲を分割比率1対1.5以上に拡大する措置が図られ、その後、三度の延長がなされております。

発行会社がこうした投資単位の引下げとして株式分割及びくくり直しを行う際に、従来から種々のコストがかかっておりましたが、なかでも新株券を発行するに際しての印紙税は、コスト全体のうち大きなウエイトを占め、株式分割やくくり直しを行う場合の阻害要因となっておりました。

株式分布状況調査によれば、大幅な株式分割・くくり直しの実施会社が平成15年度で上場・店頭上場会社合計で140社にのぼっており、現行の税制措置は、個人投資家の市場参加拡大を後押しする側面を有すると捉えられ、極めて重要となっています。

つきましては、株式分割及びくくり直しにより発行される新株券に係る印紙税を非課税とする措置を恒久化又は延長されるよう要望いたします。

2．上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること
--

現在、上場会社等が平成17年3月31日までの間に公開買付けによって自己株式を取得した場合において、所得税法第25条第1項（みなし配当課税）の規定は適用されないことになっています。

この租税特別措置については、株式市場の活性化、企業による自己株式の取得・消却への取組みの促進の観点から、みなし配当課税の基本的な考え方は維持しつつ、上場会社、店頭上場会社による利益をもってする株式消却の促進を図るために、平成7年11月17日から平成11年3月31日までの間の時限措置として、みなし配当課税を免除する措置が創設されました。

また、過年度の税制改正により、適用期限が平成17年3月31日まで延長されています。

また、平成13年商法改正により、経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点から、金庫株の解禁等が行われるとともに、みなし配当課税制度についても手直しが行われ

ています。

金庫株として自己株式を取得することは、消却目的で自己株式を取得することと異なり、直ちに資本金の減少とはなりません。また、将来において処分を行うことも可能であることから、取得時においては取得に応じた株主にとって、税務上、譲渡損益として整理されることが妥当であると考えます。

つきましては、上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化または延長されるよう要望いたします。

3．特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置を恒久化又は延長すること

平成12年度税制改正により、税制面でベンチャー企業や個人投資家を支援する観点から、特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例措置(注)が、講じられております。また、わが国のベンチャー企業への投資促進優遇税制、いわゆるエンジェル税制は平成9年度税制改正の特定中小企業の発行株式の譲渡損失の3年間の繰越制度の創設以来、平成12年度税制改正の本特例措置、平成15年度税制改正の特定中小企業株式への投資額の他の株式譲渡所得からの控除制度及び平成16年度改正のグリーンシート・エマージング区分を特定中小企業へ追加する措置など、様々な優遇制度の拡充が図られたことから、ベンチャー企業への投資が促進されつつあります。

しかしながら、本特例措置は時限であることから、平成17年3月31日までの払込みにより取得した株式が最後の対象となります。

つきましては、定着しつつあるベンチャー企業への投資の流れを確実にするためにも、本特例措置を恒久化又は延長することを要望いたします。

(注)具体的には、特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得した一定の個人が、特定中小会社の上場等の日において引き続き3年を超えて所有していた当該特定株式をその上場等の日以後3年以内(平成15年度税制改正で「1年以内」から「3年以内」に延長された。)に譲渡した場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額を2分の1とする措置。

4．振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件(資本又は出資の金額が1億円以上)を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が1億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること

平成15年度税制改正により、公社債市場の流通の状況に鑑み、公社債の円滑な流通に資する観点から、資本又は出資の金額が1億円以上の内国法人（以下「指定内国法人」といいます。）が受け取る振替債の利子について指定金融機関等と同様に源泉徴収が免除されていますが、指定内国法人以外の内国法人については、この特例を受けることができません。

これらの内国法人は、特に短期の資金運用手段としての現先取引（注）のニーズが高いといわれています。しかしながら、これらの法人が、指定金融機関等である証券会社等との間で現先取引を行う場合には、当該法人が振替債を保有した時点で課税扱いとなりますことから、税相当額を考慮した現先レートでの取引とならざるを得ません。現在の低金利下では、そのような取引を行おうとするとマイナス金利となってしまう実態があるため、事実上、これらの法人は現先取引が行えない状況となっています。

源泉徴収免除が実現すれば、内国法人にとって資産運用が効率化され、また、公社債市場への参入促進、市場拡大が期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件（資本又は出資の金額1億円以上）を撤廃されるよう要望いたします。

また、源泉徴収不適用の適用を受けようとする指定内国法人は、毎年、申請書及び確認書類を口座管理機関（証券会社、銀行等）へ提出しなければならないこととされております。更新にあたっては、原則として、前回の口座管理機関が要件を確認した日の1年後の応答日までに行うこととされています。なお、その際の確認書類は、直近の定時総会に関する事業年度の貸借対照表、有価証券報告書又は半期報告書の写し、法人の登記簿の謄本又は抄本（当該法人が確認日前1か月以内に交付を受けたものに限る。）のいずれかとされています。

指定内国法人及び口座管理機関の事務負担を軽減するために、本人確認の更新期間の隔年化、登記簿謄本・抄本の作成日基準を金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律における6か月基準との平仄を合わせること等を要望いたします。

（注） 現先取引とは、条件付売買手法の一つで、一定期間後にあらかじめ定めた価格で買い戻す（売り戻す）ことを条件に公社債を売る（買う）取引のことを指します。短期の資金運用・調達手段であり、運用を目的としたものを買い現先、調達を目的としたものを売り現先といいます。

5．非居住者・外国法人が保有する振替国債の非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度に改正すること、並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること

非居住者等が国債振替決済制度の参加者である金融機関等の国内にある営業所等又は適格外国仲介業者の国外にある営業所等を通じて保有する振替国債の利子は非課税となっておりますが、集団投資スキームの投資者の本人確認手続き（受託者たる「非居住者等」の氏名又は名称及び住所を記載した非課税適用申告書を作成し、特定振替機関等を通じて、日本橋税務署に提出。）が実務上困難な場合が多く、事実上、そのような投資者の多くが非課税制度の適用を受けられない状態であります。

具体的には、海外の年金等ファンドが非課税措置の適用を受けられないケースが多いといわれています。海外の年金等ファンドが、法人格を有していない場合には、外国法人としての本人確認手続きを行うことができないこと、さらに、平成14年度税制改正により認められた「適格外国投資信託」にも該当しないことから、非課税措置の適用を受けるためには、個々の受益者の本人確認を行う必要があります。ファンドにおける個々の受益者を確認することは、物理的な問題も然ることながら、ファンド自身が開示を拒否する場合もあり得ると聞いております。この本人確認手続きの問題が海外の年金等ファンドが日本国債を購入する際の阻害要因となっています。

居住者等が海外を迂回して課税を回避するような行為に対しては、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」を強化する等の防止措置を講じることにより対応することとし、非居住者・外国法人に該当しない集団投資スキームの海外投資家については外国法人とみなす等の措置を要望いたします。とりわけ、海外の年金等ファンドについては、居住者等の海外経由の投資が混在する懸念が少ないことから、法人格を有さず、あるいは、受益者の開示をせずとも、広く認められるよう法令上明示されることを要望いたします。このほか、非課税適用申告書や告知書の統合などにより本人確認手続きの簡素化を図り、投資家の負担を軽減するよう要望いたします。

また、現行の制度では、非居住者等が適格外国仲介業者経由で保有する場合において、適格外国仲介業者は、各人別帳簿における最終保有者の保有状況を詳細に特定振替機関等に通知しなければならないことや所有期間明細書を作成しなければならないことなど、諸外国の制度と比して厳しい要件が課されております。このような事務負担が適格外国仲介業者数拡大の障害となっております。非居住者等による国債保有促進のためには、適格外国仲介業者数の拡大が不可欠であると考えられることから、このような事務負担を軽減するよう要望いたします。

6．非居住者・外国法人との債券現先取引について過少資本税制を適用しないこと

外資系証券会社は、国外支配株主等からの出資を受けて、日本に支店形態で進出しており、国外支配株主等に当たる海外の関連証券会社との間で、債券現先取引を積極的に行っています。

平成14年度税制改正により債券現先取引に係る利子が貸付金利子と位置付けられたことに伴い、外資系証券会社が国外支配株主等との間で債券現先取引を行う場合、当該現先取引により発生する現先費用が、負債の利子に該当すると解されることとされています。

この結果、外資系証券会社にとって、現先取引借入金を国外支配株主等から調達したものである場合には過少資本税制の適用を受け、損金算入が制限されることとなります。

証券会社にとって債券現先取引は短期金融市場における主要な取引であり、過少資本税制の適用があれば、証券会社は自ずと取引量を減らさざるを得ず、国内投資家の現先取引を通じた外貨資金の調達ニーズへの対応、並びに債券という商品在庫を抱えるディーラーとしての役割も低下せざるを得ません。

つきましては、非居住者及び外国法人との債券現先取引に対して過少資本税制を適用しないよう要望いたします。

7．大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金について、株式投資優遇税制の対象とすること

現在、大口個人株主については上場株式等の配当金に係る源泉徴収税率は国税20%であり、大口個人株主以外の個人株主の10%（国税7%、地方税3%）と明確に区分して運用されています。

上場株式等の配当金は、1回5万円超のものについては支払者により支払調書が税務署に対して提出されるなど資料情報制度等も整備されているほか、申告不要制度も措置されていないため、他の個人株主と同様に大口個人株主の源泉徴収税率も10%としても差し支えないと考えられます。

つきましては、大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金について、株式投資優遇税制の対象とすること、少なくとも、源泉徴収税率を一般の上場株式等の配当金と同一にすることを要望いたします。

8．配当の二重課税を撤廃すること

上場株式等の配当等（大口株主等が受け取るものを除く）につきましては、平成15年度税制改正により、源泉徴収税率が10%に軽減（平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間）されたほか、配当金額の多寡に関わらず申告不要とされております。

こうしたなかで、二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除（税額控除）制度、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられておりますが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整はいまだ不十分のままとなっています。

また、平成14年度税制改正により、法人の受取配当等の益金不算入につきまして、その算入割合が80%から50%に引き下げられるとともに、特定利子（注）に係る措置が廃止され、二重課税がさらに強化されています。

イギリス、フランスなど欧州主要国においては、配当所得に対する二重課税排除の方式としてはインピュテーション方式が定着しており、また、アメリカにおいては現在のところ二重課税の調整が行われておりませんが、所得税において最高税率の大幅な引下げが行われております。

つきましては、受取配当等の益金不算入割合を見直すなど、二重課税の廃止を要望いたします。

（注） 特定利子とは、明らかに株式等の取得のための負債利子とは認められない支払利子の額をいいます。具体的には、社債の利子、金融保険業を主として営む法人、国又は地方公共団体からの長期借入金の利子、商品の販売代金等取引の対価として受け取った手形の割引料などが含まれます。

9．配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること

合計所得金額の概念が納税者において広く周知又は認知されていないなかで、前年に上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の申告を行った場合についても、当年の株式等の譲渡所得等があるときには前年の譲渡損失分が控除されずに合計所得金額が計算されることから配偶者控除や扶養控除の適用が受けられないケース（年間の株式等の譲渡所得等が38万円超であるケース）があるため、投資者（納税者）において相当の混乱が予想されます。

このため、配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所

得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすることを要望いたします。

10．公募株式投資信託の収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の受託銀行への提出を
一ヶ月分まとめて提出できるようにすること

平成16年度税制改正により、公募株式投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収については、免除されるよう手当てが行われました。

この場合、証券業者等が申告書を収益の分配の支払をする者（受託銀行）を経由して税務署長に提出した場合に限ると規定されており、「収益の分配の支払を受けるべき日」までに受託銀行に提出しなければならないこととされております。

このため、証券業者等では、日々、申告書の提出に追われ、事務負担が膨大なものとなっております。

その一方で、申告書が受託銀行に受理されれば、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされ、実際の税務署長への提出は受理した日の属する月の翌月10日までとされております。

徴税事務を行う証券業者等の事務負担を軽減してミスの発生を防ぐ観点からも、証券業者等が支払をする者に提出する申告書は、1カ月分をまとめて提出することが可能となるよう要望いたします。

11．公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、特定口座への受入れの際に個別元本（手数料等含む）による場合か当初取得金額を証明して受入れる場合に限り、
本券入庫による場合も特例の対象に含めること

平成16年度税制改正により、公募株式投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収については、免除されるよう手当てが行われました。

この場合、原則として平成16年1月1日以降、顧客から買い取った受益証券が、信託の設定があった日からその買い取りの日までの期間を通じて、「社債等の振替に関する法律」に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものに限って適用されることと規定されております。

これは、当該顧客が引き続き所有している場合に限り適用することとし、途中で受益証

券が譲渡されていた場合には特例の対象にはしないために設けられた要件であります。

しかしながら、投資者の中には、受益証券を担保に利用したり、ご自身で管理したいとするニーズをお持ちの方もおり、この場合には平成 16 年 1 月 1 日以降であっても受益証券が証券業者等の口座から出庫されております。

現行の規定でのもつてこれらの投資者の方が換金をされる場合には、再びその受益証券を証券業者等の口座に組み入れて換金することになりますが、その際には二つある換金方法の内の一つである解約請求による方法を採用するを得ません。（他の株式等の譲渡所得と損益を通算することが可能な買取請求による換金ができない状況にあります。）

一方、平成 16 年度税制改正により、平成 16 年 10 月より、国内公募株式投資信託は特定口座の受入れ対象有価証券の一つとなり、現存の受益証券の受入れ期間は平成 17 年 9 月末までと規定されました。証券業者等が顧客より国内公募株式投資信託を受け入れる際には取得価額か、個別元本の額をもって受け入れることとされております。これらの金額が明確であるものについては、現在出庫されているものであっても、一般口座にあるものを特定口座に移管するのと条件が変わらず、その後も特定口座内で取得価額と取得日が管理されます。

確かに受益証券が口座から出庫されてしまいますと、その後、その受益証券が当該顧客によって引き続き所有されたものであるかどうかは証券業者等では把握できません。しかしその顧客が、特定口座の受入れ期限である平成 17 年 9 月末までにその受益証券に係る個別元本や当初設定時の取得金額をもって再び証券業者等に特定口座へ入庫申請をするのであれば、入庫までの間は引き続き所有されたものかどうかはわからないものの、入庫後は特定口座にて取得日と取得価額が管理されます。しかも、入庫の際の受入れ価格を個別元本か設定当初の取得価額に限定することにより、徴税漏れが起きる心配はありません。

投資者のニーズに応え、かつ平成 16 年度税制改正で実現した損益通算がこれら投資者にも可能となる換金方法が選べるよう、個別元本か当初取得金額が証明できる場合には一度出庫したものであっても、源泉徴収不適用特例の対象となるよう要望いたします。